

令和5年度行政評価に係る外部評価の実施について（案）

1. 実施根拠

旭市行政評価実施要綱第5条の規定に基づき、行政改革推進委員会に対し、行政評価の結果について第三者的視点による意見を求めます。

2. 目的

外部評価を実施することで、今後の事業のあり方に関する市民目線の意見等を取り入れ、事業の成果の向上に結びつけることを目的とします。

3. 日程 令和5年8月28日（月）

※第4回行政改革推進委員会において実施

4. 対象事業

事務事業の状況を総合的に判断した評価である「事務事業の進捗」が、令和4年度の実績について最も低い評価の「停滞」と判定された事業から、過去に外部評価を実施したことがある事業とコロナ禍の影響で集客が落ち込んだために停滞していると考えられる事業を除いたもののうち、委員が選定した3事業を対象に実施します（1事業あたり35～45分）。

No.	事務事業名	担当課名
1	畜産環境フレッシュ事業	農水産課
2	有害鳥獣駆除事業	農水産課
3	特定保健指導事業	保険年金課
4	かかりつけ医の普及・啓発	健康づくり課
5	看護学生入学支度金貸付事業	企画政策課
6	親と子どもの絆プロジェクト事業	子育て支援課
7	福祉タクシー利用助成事業	社会福祉課
8	地下水汚染対策事業	環境課
9	老人クラブ活動促進事業	社会福祉課
10	シルバー人材センター助成事業	社会福祉課